

## 規則

特地勤務手当等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月二十三日

埼玉県人事委員会委員長 池本誠司

### 埼玉県人事委員会規則七一一二二

特地勤務手当等に関する規則等の一部を改正する規則

(特地勤務手当等に関する規則の一部改正)

第一条 特地勤務手当等に関する規則（埼玉県人事委員会規則七一一九）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「特地勤務手当基礎額」を「給料及び扶養手当の月額（給料の月額のうち給料月額は、条例別表第一の備考2、別表第二の備考2、別表第三の備考2若しくは別表第四イの備考2、ロの備考2若しくはハの備考2の規定、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年埼玉県条例第五号）第五条第一項の表の備考若しくは第二項の表の備考の規定又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年埼玉県条例第六十八号）第四条第一項の表の備考の規定を適用しない額に百分の百・四七を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）をいう。第四条第二項において同じ。）の合計額」に改め、「（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に百分の八を乗じて得た額を超えるときは、当該額）」を削り、同条第二項から第四項までを削る。

第四条を削る。

第五条第一項中「若しくはこの条例の適用を受けない県費支弁の常勤の職員が職員となるための異動」を削り、同条第二項中「同項に規定する異動又は公署の移転の日（職員が当該異動によりその日前一年以内に在勤していた公署に勤務することとなつた場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日前の人事委員会が定める日。以下この条並びに附則第四項及び第五項において同じ。）に受けていた」、「（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、現に受ける給料の月額）」及び「（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に百分の五を乗じて得た額を超えるときは、当該額）」を削り、同条第三項を削り、同条を第四条とする。

第六条第一項を削り、同条第二項第二号中「職員以外の地方公務員等（条例第十一條第三項に規定する職員以外の地方公務員等をいう。以下同じ。）であつた者から人事交流等により引き続き」を「新たに」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項第一号中「職員以外の地方公務員等であつた者から人事交流等により

引き続き」を「新たに」に改め、「（同条第三項及び附則第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号から第五号までにおいて同じ。）並びに附則第五項」を削り、同項第二号及び第三号中「並びに附則第五項」を削り、同項を同条第二項とし、同条を第五条とする。

第七条中「第五条」を「第四条」に改め、同条を第六条とし、第八条を第七条とする。

附則第二項を次のとおり改める。

（条例附則第十五項、第十七項、第十九項若しくは第二十項の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当等の月額）

2 当分の間、条例附則第十五項、第十七項、第十九項若しくは第二十項の規定が適用される職員に対する第三条及び第四条第二項の規定の適用については、第三条中「給料月額は、条例別表第一の備考2、別表第二の備考2、別表第三の備考2若しくは別表第四イの備考2、ロの備考2若しくはハの備考2の規定、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年埼玉県条例第五号）第五条第一項の表の備考若しくは第二項の表の備考の規定又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年埼玉県条例第六十八号）第四条第一項の表の備考の規定を適用しない額に百分の百・四七を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）をいう。」とあるのは「給料月額は、条例別表第一の備考2、別表第二の備考2、別表第三の備考2又は別表第四イの備考2、ロの備考2若しくはハの備考2の規定（以下「給料表の備考」という。）を適用しない額に百分の百・四七を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とし、条例附則第十五項、第十七項、第十九項若しくは第二十項に定める給料の額は、給料表の備考を適用しない額に百分の百・四七を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）をいう。」とする。

附則第三項から第五項までを削る。

（特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第二条 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則（埼玉県人事委員会規

則七一七〇六）の一部を次のように改正する。

附則第一項の見出しを削る。

附則第二項から第四項までを削り、附則第一項の項番号を削る。

第三条 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則（埼玉県人事委員会規

則七一一一一）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項を削り、同条第二項中「暫定再任用職員に対する改正後の規

則第六条第二項及び第三項」を「暫定再任用職員（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年埼玉県条例第三十一号。）附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員をいう。次条において同じ。）に対するこの規則による改正後の特地勤務手当等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第五条第一項及び第二項」に、「同条第二項」を「同条第一項」に、「同条第三項」を「同条第二項」に改め、同項を同条第一項とする。

附則第三条第一項中「第六条第二項」を「第五条第一項」に改め、「法第二十二条の四」を「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十二条の四」に改め、「定年前再任用短時間勤務職員」の下に「（法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員で法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。次項において同じ。）」を加え、同条第二項及び第三項中「第六条第二項」を「第五条第一項」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の特地勤務手当等に関する規則の規定は、令和七年四月一日から適用する。